

第 72 回倫理委員会議事要旨（2021 年 10 月 4 日）

I 日時：

2021 年 10 月 4 日（月）15:30～17:30

II 場所：

オンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

高濱滋（委員長）、樋口誠之（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石塚雅博、太田秀哉（※）、
小貫裕文、高田篤、箱田順哉、林隆敏（※）、林祐樹（※）、武藤智帆
福川裕徳オブザーバー

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、小倉加奈子（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理規則の全面改正に関する公開草案について

担当副委員長から、倫理規則の全面改正に関する公開草案について説明がなされた。審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、公開草案を 10 月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

- 監査役等とのコミュニケーションに関し、コミュニケーションの相手には、監査役等に加えて取締役等の経営者も含まれる可能性があるということであるが、解釈指針等を作成する際には、社外取締役が排除されるような書き方にならない方がよいと考える。

（ご意見への対応）

倫理規則の改正案ではガバナンスの多様化を見据え、より広い概念である「ガバナンスに責任を有する者」として定めている旨を説明した。

- 懲戒処分の量定に関するガイドラインについて、列挙されている項目に包含されないバスケット条項として包括規定を定める方向で検討していただきたい。

○ 倫理規則の改正案では、PIE 以外の事業体 (non-PIE) に対する報酬依存度が 5 年連続して 30% を超える場合、セーフガードとして意見表明前レビュー又は意見表明後レビューの実施が求められることになる。社会的影響度の観点から、PIE に対する監査業務の監視に注力することはよいが、新たな規定も導入されるので、non-PIE についても何らかの形で確認をした方がよいと考える。

○ 監査報酬及び非監査報酬の開示について、国際会計士倫理基準審議会 (以下「IESBA」という。) の規定と同様とするという結論について賛成する。

(ご意見への対応)

いただいたご意見を踏まえ、今後の対応を検討していく旨を回答した。

○ 改正倫理規則に関するガイダンス等を提供するとされているが、公表のタイミングについて教えていただきたい。

(ご意見への対応)

ガイダンスの作成に当たっては、IESBA から公表される FAQ などとも参考にすることを考えているため、検討は年内から開始するが、公表は来年になると考えている旨を回答した。

◆ 報告事項

1. IESBA ボード会議報告 (9 月)

担当副委員長から、IESBA ボード会議報告 (9 月) について説明がなされた。

【主なご意見】

○ IESBA においてタックス・プランニング業務に関する議論が行われているということであるが、税務業務については、日本では公認会計士の資格ではなく税理士の資格で提供されるため、日本での検討に当たっては、その点も踏まえた検討が必要と考える。

(ご意見への対応)

いただいたご意見を踏まえ、今後の対応を検討していく旨を回答した。

2. 最近の会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

(注) 第 72 回倫理委員会後の検討状況に関する追加情報

審議事項 1. 「倫理規則の全面改正に関する公開草案について」は、出席者全員の賛成により承認されたため、本年 10 月の役員会において公開草案の審議を行うこととしておりましたが、追加の検討事項が生じたため、10 月役員会への上程を見送ることといたしました。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp